商品概要説明書

住宅ローン (一般型)

(令和7年9月13日現在)

商品名	住宅ローン (一般型)
ご利用いただける方	○当 J Aの組合員の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。
	なお、最終償還時の年齢が満 80 歳以上の場合でも、ご本人と同居または同 居予定の 18 歳以上の子供を連帯債務者とすることによりお借入れが可能と なります。
	○前年度税込年収が 200 万円以上(農業者の場合は 150 万円以上) ある方(自
	営業者の方は前年度税引前所得とします。)。
	○原則として、勤続(または営業)年数が3年以上の方。
	○団体信用生命共済(保険)に加入できる方。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
	○連帯債務者の方にも、ご本人と同様のご利用条件を満たしていただきます。
	○ご本人またはご家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対
	象とし、次のいずれかに該当する場合とします。
	①住宅の新築・購入(中古住宅も含む)。
	②土地の購入(5年以内に新築し、居住する予定があること。)。
	③住宅の増改築・改装・補修。
資金使途	④他金融機関から借入中の住宅資金の借換および借換とあわせた増改築・改 装・補修
	⑤建替え・住替えに伴う既往住宅ローン残債務
	⑥上記①~⑤の借入とあわせた他金融機関等から借入中の目的型ローン等
	の残債務の借換(以下「おまとめ住宅ローン対応」という。)
	⑦上記①~⑥に付随して発生する費用
	○10万円以上 10,000万円以内とし、1万円単位とします。
借入金額	ただし、年間元利金ご返済額の前年度税込年収(自営業者の方は前年度税
	引前所得)に対する割合が当JAの定める範囲内であり、原則として自己資
	金額が所要金額の20%以上であることとします。
	○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、借換対象とする目的型ローン等の加算
	上限額は、500万円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額について
	は、目的型ローン等の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する目的
	型ローン等の総額は、住宅取得資金に対する借入金額の2分の1以下としま
	す。
	○建替え・住替え案件の場合、既往住宅ローン残債務の加算上限額は、500万

円以内とします。なお、住宅ローンの借入限度額については、既往住宅ロー ン残債務の加算分も含めて借入金額の範囲内とし、加算する既往住宅ローン 残債務は、住宅取得資金に対する借入金額の2分の1以下とします。 ○建替え・住替え案件でおまとめ住宅ローン対応を行う場合、既往住宅ローン 残債務とおまとめ分を合算して500万円以内とし、住宅取得資金に対する借 入金額の2分の1以下とします。 なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JA の融資窓口へお問い合わせください。 ○据置期間を含め3年以上40年以内とし、1か月単位とします。 ○据置期間は、初回ご融資日から1年後までの範囲内とします。 ただし、他金融機関から借入中の住宅資金の借換の場合、借入期間は原則と して現在お借入中の住宅資金の残存期間内とし、据置期間の設定はできませ 借入期間 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合については、借入期間は、住宅ローンに おける貸付期間の範囲内とします。 ○建替え・住替え案件の場合、借入期間は、新たにお借入れいただく住宅ロー ンにおける貸付期間の範囲内とします。 なお、その他資金使途による条件もありますので、詳細については、当JA の融資窓口へお問い合わせください。 ○次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 当初お借入時に、固定金利期間(3年・5年・7年・10年)をご選択いただ きます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 お借入時の利率は、当JAの店頭およびホームページでお知らせいたしま す。 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択 することもできますが、その場合の固定金利期間は残りのお借入期間の範囲 内となります。また、利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性がありま す。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない 場合は、変動金利に切替わります。 借入利率 【変動金利型】 お借入時の利率は、3月1日および9月1日の商品ごとの基準金利(当JA の定める住宅ローンプライムレートまたは、長期プライムレート)により、 年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたし ます。ただし、基準日(3月1日および9月1日)以降、次回基準日までに 商品ごとの基準金利(当 J Aの定める住宅ローンプライムレートまたは、長 期プライムレート)が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適 用利率を見直しさせていただきます。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(当JAの定める 住宅ローンプライムレートまたは長期プライムレート) により、年2回見直

	しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします			
	【固定金利型】			
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。			
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合え			
	せください。			
	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし			
	毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え 6 か月ごとの特			
	定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借			
	入金額の 50%以内、1 万円単位です。)、年 2 回返済方式 (農業者の方に限り			
	ます。) のいずれかをご選択いただけます。			
	○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合のご返済額は、賦金見正			
\E\\ +\\+	し5年方式(ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、10月1日の			
返済方法 	基準日を5回経過するまでは、ご返済額を変更いたしません。5回目の 10			
	月1日の基準日には、ご返済額をお借入利率・残存元金・残存期間等に基づ			
	いて算出し直し、以降も基準日を5回経過するごとに同様の見直しを行いま			
	す。ご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更			
	後のご返済額は変更前のご返済額の 1.25 倍を上限といたしますが、当初の			
	お借入期間が満了しても未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一			
	括返済していただきます。)とします。			
	○ご融資対象物件(建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方としま			
	す。)に第一順位の(根)抵当権を設定登記させていただきます。			
4n /n	○借地上の建物などの場合には、当JAが指定する保証機関所定の審査基準に			
担保	より、建物に時価相当額かつ原則として全額償還まで火災共済(保険)にご			
	加入のうえ、火災共済(保険)金請求権に第1順位の質権を設定させていた			
	だくことがございます。			
保証人	○北海道農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証			
	人は不要です。			
	○一括払い・分割払いのいずれかによりご選択いただきます。			
	①一括払い			
	ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます (0.10%、0.20%のV			
	ずれか)。			
	【お借入額 1,000 万円あたりの一括支払保証料 (0.10%) (例)】			
	お借入期間 10 年 20 年 30 年 35 年 40 年			
保証料	保証料 (円) 43,117 円 74,599 円 98,119 円 107,618 円 115,929 円			
	②分割払い			
	お客様から当JAへお支払いいただく利息の中から当JAが保証機関~			
	支払います。この場合、お借入利率は年0.10%または0.20%上乗せされた			
	利率が適用されます。(商品により異なります)			
	また、お借入時には、一律保証料として30,000円お支払いいただきます			
	1			

	○当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかに	ご加入いただキまナ	
団体信用生命共済 (保険)	○ ○ ○ A 所定の団体信用生命共済(保険)のいすれかに なお,共済(保険)掛金は当 J A が負担いたしますが、		
	生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表記載の		
	ます。	- WHO I 14 I 74 IN 1 C 60 7	
	団体信用生命共済(保険)名	加算利率	
	団体信用生命共済(特約なし)	なし	
	長期継続入院特約付団体信用生命共済	_	
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	なし	
	団体信用生命共済(連生)	年 0.1%	
	三大疾病保障特約付団体信用生命共済(連生)	年 0.2%	
	がん保障特約付団体信用生命保険	年 0.3%	
	がん保障特約付団体信用生命保険(連生)	年 0.3%	
	団体信用生命保険(ワイド)	年 0.3%	
	○ デ系団 > ト ト ト ラ の回 4 1 1 日 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4		
	○ご希望により上記の団体信用生命共済(特約なし)また 付用体信用生会共済となわせて「0 大病病補償保険」に		
9 大疾病補償保険	付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」に ご知用にななっては供る利率に以下の利率が加算され		
	ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 年 0.30%		
	〒0.30 / 0	火」(消毒税今は、)が	
	○二融資の原、並融版因に対して 35,000 1の事物子数 必要です。		
	必安です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合		
	は、次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。		
	・全額繰上返済の場合		
		コ(消毒税今む)	
手数料	繰上償還元金が 500 万円未満の場合…22,000 円 (消費税含む)		
	一部繰上返済の場合…無料		
	- □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		
	5,500 円の条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。		
	○固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は 5,500 円の		
	取扱手数料(消費税等含む。)が必要です。		
	○苦情処理措置		
	○	につきましては、当	
	J A支店または信用共済部(電話:0138-77-5553)にお申し出ください。		
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	当 I A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な		
	対応に努め、苦情等の解決を図ります。		
	また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等		
	を受け付けております。		
	○紛争解決措置		
	○	、次の機関を利用でき	
	- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

	ます。上記当JA信用共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。
	 札幌弁護士会(電話:011-251-7730)
	札幌弁護士会(電話:011-251-7730) ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」については、「住宅の取得資金等にかかる借入残高」のみについて計算し表示いたします。 ○おまとめ住宅ローン対応を行う場合、資金使途に住宅資金以外の生活資金が
	含まれるため、民事再生法適用時の住宅資金特例措置の対象外となる可能性があります。 ○(根)抵当権設定にかかる登録免許税・司法書士あて報酬が別途必要となり
その他	□○(依)担当惟故足にかかる登琢兇計税・可伝書工の(報酬が別述必要となり ます。
	○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、5,500円の電子契約サービス手数料(消費税等含む。)が必要です。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
	○連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済(保険)により本ローンが完済 された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみな され、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署に お問い合わせください。

JA新はこだて

- (注) 1 借入利率は、「固定変動選択型」、「変動金利型」、「固定金利型」の計3種類から選択します。 また、「固定変動選択型」における固定特約期間は、「3,5,7、10年」の計4種類から選 択します。
 - 2 返済方法は、「毎月返済方式」、「年2回返済方式」、「特定月増額返済方式」の計3種類から選択します。
 - 3 保証料は、「一括払い」、「分割払い」から選択のうえ、北海道農業信用基金協会が定める保証 料率を適用します。